

に充てられております職員の数には、まず三名であるという事です。
これが三月いっぱいまで、その数がずっと従事する、ことになるわけ
です。この三人のうちで、当初予算で計上していた扶養の数は五人
であつたという事です。それがまた、この三名のうちの二名が、それ
ぞれ結婚と、もう一人はお父さんです。退職をされて被扶養者
になつた。それそれ当初予算の積算時点は前年度でござ
いますから、四月からまた結婚とそういう形で、その三名、二名、
合計五人であつた被扶養者が七人になつた。七人分が実質的に、
いわゆる当初予算に組んであります被扶養者の数になつたという事で、
まず当初予算に比べて、ここで二名ふえております。

それから、先ほど申し上げましたように、今度は二月から五月まで
繰越明許が決定をされます三人の職員に、それぞれ三人、二人、二人
と合計七人の被扶養者がいると。したがって、年間を通して最終
的に二月現在で申し上げますれば被扶養者が十四名ということです。
それで、四月、五月も同じような職員がそのまま従事する予定で

ございますので、十四名の被扶養者がいると。したがって個人的に平均幾
らという数字が、いまここに、手元にご覧ませし、計算しにくくござい
ますけれども、これをトータルをいたしますと五十三万七千四百円、いわ
ゆるこの時点で不足を来すという事で補正をお願いしたという事です。
それから、住居手当については、それそれの職員について、これは一律
月五千九百円という金額でございます。これもやはり途中までは三名
でございますけれども、これが二月以降はいわゆる六名分になるということ
でございます。したがって、年間の予算のトータルをいたしますと、平均的
には三名から六名になつてくるという事もございますので、月三人にはなら
ないかと思いますが、そういう計算でございます。

○三十二番(貫井喜代次君) それはさき、説明したからわかっているんです。
その五千九百円、六人分というふうなことは説明したからわかっているんで
す。これがふえたんです。ふえたから何ヶ月分かと。どうも数字
が合わないから何ヶ月分だろうと、それを先にお聞きしたんです。そ
れだけだったんです。

すゝこれ、わずか十萬六千圓だから、いままでの精算して、幾ら入つてゐるから十萬六千圓とかいうふうになつてゐるんじゃないの。だから私が合わなければと言つてゐるのは、それを意味して、まあ回答を自分でしてゐるやうなことを質問しましたけれども……。

○庶務職員課長（矢崎茂夫君） 対象者が繰越明許を含めまして六人おりまして、その三月分、三、六、十八ヵ月分というので、

それに五千九百圓を掛けますと、四拾五入の関係もござりますけれども、この金額に相なるわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

たゞこの議題となつております議案第八十号につきは、総務建設、厚生、三常任委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞこの山崎繁三郎君から、本案は総務、建設、厚生、

三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第

八十号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） これより三時二十五分まで休憩いたします。

午後三時十六分 休憩

午後三時二十八分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引続き會議を開きます。

日程第十二議案第八十号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君 登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第八十一号
昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)
につきまして御説明申し上げます。

説明に入る前に、先般お配りしました当下水道の補正予算に
私どもの手違いがございまして差しかえをさせてもらいました。まずそのお
わびを申し上げます。大変失礼いたしました。

では、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、一ページの総則でございますが、第一条で、歳入歳出それぞれ
一億一千五百八十一万八千円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ
二十九億四千五百四万一千円と定めようとするものでございます。

第二条では、地方自治法第二百十三条第一項の規定により、
翌年度に繰り越して使用する経費について定めようとするもの
です。

第三条では、地方債の補正により、限度額を変更しようとする

ることを定めようとするものでございます。

詳細につきましては後の表

で御説明申し上げます。

次に二ページでございますが、第一表、歳入歳出予算補正について
御説明申し上げます。

まず歳入ですが、分担金及び負担金で九百六十八万二千円の減
額でございます。これは受益者負担金の減額で、当初一括納入

者を七五〇程度見込んで計上しましたが、それが六一〇ぐらいに
減つてまいりました。分割納入者が増加いたしましたので、そのための減
額でございます。繰入金では七千百万円の補正でございます。これは

西住宅地区周辺排水路工事費の増額に伴うものでございます。次に
市債でございますが、公共下水道事業債が五千四百五十万円の
増額となりましたので、この補正をいたしたものでございます。

以上、歳入の補正額一億一千五百八十一万八千円を追加し、歳入合
計二十九億四千五百四万一千円としたものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費で六十八万七千円、事業費

で九千三百二十万三千円、予備費で二千九百九十一万八千円の補正をお願いするものでございます。

その内容につきまして御説明申し上げます。六ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費ですが、二百六十九万九千円の減額でございます。主なものは、受益者負担金の納期前納付報奨金を二百三十万円の減額補正するもので、これは歳入で一括納入者の減に伴う報奨金の減額でございます。その他、パートタイマー賃金等でございます。

次に、維持管理費ですが、二百七十五万六千円の補正でございます。これは横田基地流量計用地買収費でございます。前年度も予算計上させていたんですが、まことに申しわけない次第でございますが、買収がでず執行残となっていました。そこで買収が済むことになりましたので、再度、計上させていたいたものでございます。

次に、七ページでございますが、事業費の管渠費で九千三百

二十万三千円の補正でございます。内容は委託料で五百万円の補正でございます。これは昭和五十八年度の国庫補助金になります。工事を早期に発注するための実施設計を本年度進めていたというものでございます。工事請負費では三百四十万円の補正でございます。

これは、新築及び水洗化普及に伴う汚水ます設置工事の増加による補正でございます。負担金補助及び交付金で七千三百三十一万三千円の補正でございます。これは西住宅地区周

辺排水路新設工事の、今回追加される福生市の負担分でございます。次に、補償・補填及び賠償金で一千三百五十万円の補正

でございます。これは水道管及びガス管等の移設補償料でございます。

予備費でございますが、二千九百九十一万八千円を補正させていただきます。これは、

次に、三ページをお開きいただきたいと思います。

第二表、繰越明許費でございますが、これは西住宅地区周

辺排水路整備事業負担金として、翌年度へ繰り越して使用する福生市分で、この額を二千六百三十七万三千円と定めようとするものでございます。

第三表、地方債の補正でございますが、公共下水道事業分の限度額を十三億六千六百六十万円を十四億二千百万円に変更しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜いまして、原案とおり御決定賜いますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

いよいよ本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山清君） ちよと説明の数字で、私は建設委員会じゃなかったんで、建設委員会の方で御報告があったんばろうと思ひんですけれども、六ページの基地の流量計用地買収費二百七十五万六千円なんですけれども、私も不勉強でよくわからなかったんですけれども、何ですか、また別の所を買収するんだらうと思ひたり、前回、執

行残だなんて、ずぶんな話なんじゃないですか。ちよと、前回この問題で、私無理に買収する必要もなんじゃないかという事でお聞きしたことがあるんです。別に、基地の中を通ればいいわけで、この流量計を見るのには、これは接続の条件でもあるんでしうけれども、ある意味ではクレパスに近いと言ったらあれですけれども、クレパスと言わなくても、クレパスに近い状況で、ちよふりに入るはすです。そうでなければ別に、ちよメーターを設置する意味はないわけです。そのときは、何といふも買収しなければだめだということて予算を通したわけでも、これは何ですか、ちよふりに言うて予算を通して、なおかつ執行残と言いますか、執行できなかったという意味では、ちよと大変な問題だと思ひんです。私は、で、何かそういったんですか。あのときは、絶対これは買収するんだという事で予算を計上したわけですよ。あのときは、補正だったか、私もちよと忘れましてけれども、何だかかなり強い意気込みで、これは予算を取ったわけです。なおかつ執行残という事であれば、それは結果

としてはそうな人でしうけれども、何で執行残になるような、また
予算執行でないような形で予算計上されてしまったのか。とんで
もな、よいな時期はそれのいまごろ、十二月になつて買収する、計上す
るんだと。これは別に、五十八年度の当初だつて、別にもうどうつて
こともないんじゃないですか。何でこゝで、十二月に予算計上しなければ
ならないんですか。単価、その他もろもろは前回と同じ——数
字が照合できないんでわからないんですが——同じかと思うんですが、
その辺、通り一遍の説明では、私、納得できないです。

○総務部長（浅見裕康君） 用地買収のことでございますので、私の
方からお答え申し上げます。
確かに御指摘のとおりでございます。理由としては、非常には不可解であると
いうことはそのとおりでございます。理由としては、御案内
の候補地は、いわゆる五日市街道に面した所で、御存じだと思ひ
ますけれども、非常に小さい。その他の所よりは非常に小さい土
地でございます。そのセンターに、けかけ様の形で、赤道のいわゆる

旧道敷が入っております。したがつて、当然、跡地利用の関係で、
実は二名の方がそれぞれ権利者でございますが、その方との調整
をした中で、はつきりとした形で私どもの必要分を買収しようという
考え方でございました。実は、話を初めたのが、若干、五十六年の
押し詰まつたからのごとでございますので、非常にさういふ点も執行
残になつた一つの原因になつたかと思ひますけれども、いままた一名の方が
御不幸がござましてその辺で調整がつかつたと。したがつて、すぐ
そこへ、年度がもう終わりだからどうせ今回でございせんものですから、
やむを得ず執行残になつて、本年早々、その辺のある程度の期
間をおつてから交渉に入つて、その辺の、要するに当初、権利者の方
から申し込みがございました。さういふ移転の土地の整理、さういふもの
が、今回もう少し、御迷惑をかけてもしようかないからそれは切り離
すというところをお話しをいたしまして、今度は私の方で、当初計
画にしました所だけの買収というところで、また話を戻していただくま
してそれで成立したというところでございますので、さういふ成立した

以後、余イオに間をおくのも何でございますので、補正をお願いしたいと、事情でございます。以上です。（この程度にします」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第八十号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十三 議案第八十二号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第八十二号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、御説明申し上げます。

まず一ページの総則ですが、歳入歳出それぞれ四千四百七十一万四千円を減額して、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ五億三千五百十六万七千円と定めようとするものでございます。

次に、二ページをお開きください。

第一表、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入で受託水道事業収入を四千四百七十一万四千円 減額し、歳入合計を

五億三千五百十六万七千四と定めようとするものでございます。

歳出につきましては、水道管理費で四千六百七十三万七千四の減額、建設改良費で二百二万三千四の増額補正でございます。歳出の主な内容につきましてでございますが、五ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、浄水費でございますが、四千八百九万七千四の減額でございます。需用費で一千三百二十万四の減額でございます。これは動力費の減額でございます。地盤沈下防止のためのくみ上げ水量の減、それから、この夏の夏が非常に涼しかったことによる使用水量が非常に少なかったというものの電気代の減でございます。

それから工事請負費の三千四百万四の減額補正でございますが、幹正一四号線、わらづけ街道等の下水道工事による導水管の移設工事費でございますが、当初計画より大幅に移設をなくして工事ができるということで減額となりました。

配水費ですが、需用費で二百六十万四の減額いたしました。

これは、浄水費の動力費の減額と同じ理由でございます。工事請負費では三百四十万四の増額補正でございます。これは第三浄水場の自家発電の整備、それから、水銀灯ケール工事等でございます。

それから、給水費では、職員旅費の増額補正、業務費では、職員旅費及び通信運搬費等の増額補正でございます。

次に、六ページの水道建設費でございますが、職員旅費と工事費の補正でございます。工事請負費につきましては、二百万四の補正でございますが、東口の区画整理地区内で一部配水管の布設をいたしましたということで補正をお願いするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜うしまして、原案どおり御決定賜うますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

たゞし議題となっております議案第八十二号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞし、山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第

八十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十四 議案第八十三号 昭和五十六年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（収入役 高水求君 登壇）

○収入役（高水求君） 御指名がございましたので、議案第八十三号 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、決算書の第一ページの総括表を見ていただきますと、一般会計におきましては、予算現額に對しまして歳入決算額が百二十三億八千九百二十万五千五百八十七円。予算に對する収入割合は九七・一％、対前年度比では一六・九％というものの伸びとなっております。歳出決算額は百二十一億三千七百六十四万一千七百十四円、執行率が九五・九％、対前年度の伸び率が一七・九％。いずれも前年度の決算額を上回っております。歳入歳出差引は、形式あるいは実質ともに収入を割っております。

さらに、都市施設整備基金に五億二千九十一万三千余円を積み立て、さらに一方、仮称第八小学校の用地として二万九百九十三平

アメリカを九億六千七百六十八千円で買収しました、と等とあわせ考
えてみますと、多分に黒字的要素を含んでおります。総体的
に見ますならば、当該年度は、一応健全な財政を維持できたもの
と見て差し支えはないかと思っております。

これもひとえに、議員先生方各位を初め、市民の皆さんの深い御
理解と御協力のたまものと衷心から厚く御礼申し上げる次第でござ
います。

それでは、決算の内容についてその概要を御説明申し上げたいと
存じますので、恐れ入りますか、決算書の五ページをお開きいただき
たいと思っております。

まず、歳入から御説明申し上げたいと存じますが、決算書に詳細
に書かれておりますので、数字はなるべく朗読は省かせていただきま
して、これに記載されております前年度との対比などを中心に、重
点的に説明させていただきますと思っております。なお、これから金額を申し
上げる際は、千円単位で述べさせていただきますので、その点あらかじめ

御了承賜りたいと思っております。

それでは、まず第一款の市税でございますけれども、市税収入が市の
歳入の全体に占める割合は三〇・二%でございます。市税は、対前年度
比で見ますと四億四千七百五十三万四千、一三・七%の伸びをそれぞれ示
しておりますけれども、主なものとしたしましては、市民税におつては
二〇・五%、たばこ消費税につきましては一六・二%、それから電気税
におきましては一三・三%、それから固定資産税は、これは負担調
整の最終年度の関係がございまして、わずか五・三%の伸びになって
おります。ガス税はあべべに十五万三千円ほど前年度に比べて減
額になっておりますけれども、原因は定かではございせんけれども、気
象条件、あるいは景気の影響などによるものではないかと思ってお
ります。

市税の全体の徴収率は九七・一%でございまして、前年度に比べま
すと、〇・一%ほど下がっておりますけれども、二十六市の中におつては、
大体中位ぐらいでございすけれども、特に市民税の徴収につきましては